

○平成30年度 農業生産活動等の実施状況(集落協定数)

農業生産活動等として取り組むべき事項	西根	松尾	安代	合計
I 必須事項(農業生産活動等)				
1 耕作放棄の防止等の活動(複数可)				
① 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。	9	3	2	14
② 既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。	0	0	0	0
③ 既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。	0	0	0	0
④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	9	4	2	15
⑤ 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	0	1	0	1
⑥ 限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。	0	0	0	0
⑦ 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	0	1	0	1
⑧ 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手を確保する。	0	1	0	1
⑨ 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	0	0	0	0
⑩ その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)	0	0	0	0
2 水路・農道等の管理活動(複数可)				
① 水路の管理	5	2	1	8
② 農道の管理	5	2	1	8
③ その他の施設の管理	0	0	0	0
II 選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)				
1 多面的機能を増進する活動(複数可)				
① 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。	2	1	0	3
② 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。	0	0	0	0
③ 景観作物を作付ける。	0	1	0	1
④ 土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。	0	0	0	0
⑤ 体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。	0	0	0	0
⑥ 魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。	0	0	0	0
⑦ 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。	0	0	0	0
⑧ 粗放的畜産を行う。	0	0	0	0
⑨ 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	7	3	2	12
⑩ その他	0	0	0	0

○平成30年度 農業生産活動等の実施状況(集落協定数)

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	西根	松尾	安代	合計
I 必須事項				
1 農用地等保全体制整備(実施区域位置図への記載及び実践内容)				
① 農地法面、水路、農道等の補修・改良	9	3	2	14
② 既耕作放棄地の復旧又は林地化	0	0	0	0
③ 農作業の共同化又は受委託等	0	0	0	0
④ 自己施工の箇所、整備内容、受益する農地	0	0	0	0
⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	0	0	0	0
⑥ その他将来に向けた適正な農用地保全	0	0	0	0
II 選択的必須事項				
1 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(1)、(2)、又は(3)のいずれかを選択				
(1) 農業生産性の向上 A要件 (2項目以上)				
① 機械・農作業の共同化	0	0	0	0
② 高付加価値型農業の実践	0	0	0	0
③ 農業生産条件の強化	0	0	0	0
④ 担い手への農地集積	0	0	0	0
⑤ 担い手への農作業の委託	0	0	0	0
(2) 女性・若者等の参画を得た取組 B要件(1項目)				
① 新規就農者の確保	0	0	0	0
② 千葉農産物等の加工・販売	0	0	0	0
③ 消費・出資の呼び込み	0	0	0	0
(3) 集団かつ持続可能な体制整備 C要件(1項目以上)				
① 組織対応型	0	0	0	0
② 担い手型	0	0	0	0
③ 都市農村交流型	0	0	0	0
④ 集落間連携型	0	0	0	0
⑤ 行政等支援型	0	0	0	0
⑥ 企業等連携型	0	0	0	0
⑦ 集落ぐるみ型	9	3	2	14
⑧ その他	0	0	0	0